公 明 党 要 望 項 目 一 覧

平成29年度11月補正分

手法の活用を含め検討すること。

要望項目
○県有施設の指定管理者による指定管理期間が平成30年度で終了する。

県有施設の利用促進を図るうえで指定管理者の人材育成とモチベーシ

ョン向上は欠かせない。県有施設の用途(例えば劇場、音楽堂等、長期

計画が必要な場合)によっては指定管理期間の長期化やPFI・PPP

指定管理者制度の運用に当たっては、雇用や経営の安定など、これまでも議会からの提案や指摘を受け、その都度、指定管理者の意見も伺いながら工夫や改善を行ってきており、指定管理期間についても、平成21年度に3年間から5年間に延長する見直しを行ったところである。

現在、平成31年の一斉更新に向け、指定管理者制度の見直しを検討しているところであるが、指定管理期間については、議会からの提案を踏まえ、民間事業者間の競争性を確保し、より効果的な制度運用とするため、5年間の指定管理期間は適当と考えているところである。

左に対する対応方針等

なお、より一層のサービス水準の向上や民間の創造性を活かした運営のためにも、料金収入のある施設においては、民間の力をより一層発揮できる「コンセッション方式」の導入を検討しているところであり、現在、先行して取組を進めている鳥取空港や発電施設の成果も見極めつつ、引き続き検討を進めてまいりたい。

○日本ジオパーク委員会(JGC)による山陰海岸世界ジオパークの再認定は条件付きとなり、今後に大きな課題を残した。三府県にまたがる地域であり、関係する府県・市町が多く、それぞれの取り組みに温度差があったり、統一的になっていなかったりしたことが原因だと考えられる。推進協議会が行政を含めて38団体から構成されており、それぞれの団体の計画検討、予算確保、施策実行などで足並みを揃えるのにも大変である。推進協議会の機能を府県中心に強化するなり、別組織として各団体が出資する法人化も含めて検討すべきである。

基本的には、関係者間の対話が不足していることを指摘されたと認識しており、これらの課題を克服し、来年夏頃に予定されているユネスコ世界ジオパーク再審査で「無条件の認定」を得られるよう、事務局体制のあり方や構成府県市町及びジオパーク関係者との連携のあり方等について、関係者とともに検討を行っているところであり、上記再審査に向けて一定の方向性を出すこととしている。

○今秋、鳥取砂丘コナン空港利用予定の台湾チャーター便が滑走路の長さ不足の問題で米子空港利用に変更になった。鳥取砂丘コナン空港での今後の国際便の進展、また国内便の機材の大型化を考えると、滑走路延長などの空港施設の増強が必要であり、早急に対応策を検討すること。

また、同空港を利用する鳥取務安連続チャーター便が、集客不足が原因で一時欠航となった。インバウンド専用便だが、務安群周辺での鳥取県観光の情報発信などPRに努めること。

滑走路の延長が実現できれば、国際チャーター便の就航促進や就航機材の大型化への対応が可能になるというメリットがあると認識している。

一方、滑走路の延長を実施するためには、海のある西側への埋立を行うこととなり、 他の事例からも百億円以上という多大な費用がかかることから、費用対効果の面から も利用者数の更なる増加が必要となる。

そのため、先ず航空機の利用促進を図り実績を作っていくことが肝要であり、更なる利用促進を関係者と協力し進めていく。

また、鳥取務安チャーター便については、主催旅行会社が、現地旅行社間の調整や販売体制の立て直しにより、今後運休が生じないよう集客に努めているところである。あわせて韓国での広報については、現地のTV、新聞広告のほか、SNSを活用し光州などの務安周辺都市を中心にチャーター便の集客に繋げるよう情報発信を実施している。また、JNTO(日本政府観光局)ソウル事務所などと連携して更なるPRを展開する予定である。

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|-------------------------------------|---|
| ○工場三法のうち、工場等制限法(2002年7月に廃止)と工場再配置促進 | 工場等制限法と工業再配置促進法は、立地規制と優遇措置を講じることにより、工 |
| 法(2006年に廃止)は、ともに地方への工場立地を促す法律で、現在の | 場等の地方分散に一定の効果を上げたものの、近年の経済的環境の変化等を理由に廃 |
| 地方創世に資する法律であった。これらの法律と同様の法律制定を知事 | 止された。その後、従来の工場等の地方分散の誘導施策から、企業立地促進法を始め |
| 会等でも検討し、国・国会に要望されたい。 | とする産業立地政策に転換され、平成29年7月には、地域の特性を生かした成長性 |
| | の高い新たな分野への取組を推進する改正企業立地促進法(「地域未来投資促進法」) |
| | が成立した。また、地方創生関連施策として、企業の本社機能移転を促進する地方拠 |
| | 点強化施策が進められている。 |
| | こうした政府の産業立地関連施策を踏まえ、本県においても市町村と連携した計画 |
| | 作成や税制上の優遇措置等を講じるとともに、戦略的な企業誘致の推進を掲げ、三大 |
| | 都市圏や南海トラフ地震のリスクが高い地域からの工場移転・本社機能移転等を進め |
| | ているところである。 |
| | グローバル経済の進展や産業立地政策の変遷等を踏まえ、工場の立地規制を設ける |
| | ことは詳細な検討・分析が必要と考えるが、国の産業立地政策や地方創生関連施策の |
| | 実施状況等を踏まえつつ、必要な施策について国に要望していきたい。 |
| ○鳥取県立の農業高校への農業高校教諭の継続派遣 | 農業大学校への派遣については、大学等へ高校の現職教員を派遣することで専門的 |
| 本年度から高校教諭が1年間派遣され、農高教諭のスキルアップとし | な知識や技術を学び、指導力の向上に資する目的で実施しており、派遣等については |
| て農業運営、就農支援等の研修を行っている。また、農業技師である農 | 学校等の意見や今年度の成果等も踏まえながら検討していきたい。 |
| 大指導員が派遣教諭から授業の組み方や指導方法などのノウハウを学 | |
| ぶことで教育力、指導力の向上に繋がっており、今後も継続して取り組 | |
| むこと。 | |
| ○倉吉農業高校における花卉栽培の推進 | 倉吉農業高等学校の環境科では、科目「農業と環境」、「草花」等を中心として花卉 |
| 倉吉農高の緑地環境コースでは草花の栽培管理、造園技術、アレンジ | 栽培の技術から流通・販売・利用を一貫して学んでいる。6次産業化の視点も入れな |
| メントの作成等を学んでいる。今後の展望として花卉栽培の技術を学ぶ | がら草花活用であるフラワーアレンジやガーデニングの学習も行っているところであ |
| 取り組みも検討されたい。 | る。 |
| | 農業の根幹をなす生産やその技術習得については、授業や実習以外での管理が必要 |
| | であるため、農業大学校との連携強化による学習環境の構築も視野に入れながら検討 |
| | したい。 |
| ○外国語など、普段使わないと忘れてしまう。手話に於いても継続的な学 | 平成29年度から、岩美高校(2年生)で手話の授業を始めたところであり、来年 |
| 習が必要であり、小中学校で教わった後途切れることなく、高校でも授 | 度からは、岩美高校(2・3年生)に加えて、米子高校(3年生)でも手話の授業を |
| 業として取り入れること。 | 始めることとしている。今後も、手話普及支援員の活用や、手話パフォーマンス甲子 |
| | 園への参加を呼びかけるなどして、手話学習の取組を広げていきたい。 |
| | |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|------------------------------------|--|
| 【地域要望】 | 殿ダムは、台風等による洪水を調節する機能を有しており、洪水時にダム上流から |
| ○台風や豪雨による殿ダムの放水で、直下流の中河原地区内の水路(複数) | 流れてくる水の一部を貯めて下流へ流れる水量を少なくするものであるため、ダムが |
| に土砂が堆積し、必要に応じて除去をおこなっている。豪雨による河川 | ない時と比べてダム下流の水量や土砂の流出が増えることはない。 |
| の増水に加えてダム放水により一気に水量が増し、ダム建設前以上の土 | また、このたびの台風においても、同様に洪水調整を行っているが、貯留している |
| 砂堆積となっている。これまで地元負担で、必要に応じて土砂撤去と河 | 水については放流しておらず、土砂堆積についてはダムの影響とは考えにくいところ |
| 川水路整備を業者に委託してきたが、このたびの台風時ダム放水により | である。 |
| 堆積した土砂撤去整備では、費用が50~80万円位かかると見込まれ | 台風や豪雨等の異常な天然現象によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧につ |
| ていて、地区住民の大きな負担になる。行政からも支援をすべきである。 | いては、国庫補助事業や単県事業(しっかり守る農林基盤交付金)で対応しており、 |
| | 活用いただきたい。 |
| | 【11月補正】 |
| | ・耕地災害復旧事業 125,220千円 |
| | ・しっかり守る農林基盤交付金 48,000千円 |
| ○鳥取市鹿野町の河内川、水谷川、中川等川の橋脚に氾濫危険水位、避難 | 避難判断水位等を示す量水標について、河内川については、当該水位等が設定され |
| 判断危険水位、氾濫注意水位等を明記し、自主防災意識の向上に努める | ている区間において今年度の既定予算(河川維持管理費)で整備する予定であり、そ |
| こと。 | の他区間でも、今後、当該水位等の設定を検討し、順次、整備を進めていく。 |
| 近年全国的に、過去にあまり例を見ない集中豪雨等による水災害が発 | また、水谷川、中川等の河川については、避難判断水位等が設定されていないので、 |
| 生している。県東部の鹿野町では、台風、集中豪雨等による被害が特に | 今後、避難の目安となる水位の設定について検討していく。 |
| 多発している。 | |
| ○鳥取市青谷町青谷442-4付近(青谷ようこそ館の川向かい、添付地 | 該当する青谷4号樋門については、手すりなどの老朽化が激しいため、今年度予算 |

な状態となっている。早期に修理すること。

)鳥取市青谷町青谷442-4付近(青谷ようこそ館の川向かい、添付地 該当する青谷4号樋門については、手すりなどの老朽化が激しいため、今年度予算 図参照)にある水門の操作用デッキや手すり等が老朽化し、操作に危険 での修繕を予定している。